

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県栗東市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められ市内に居住する市民に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等)を行う。</p> <p>○予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握、接種勧奨通知 ②予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種履歴証明書の作成</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務【令和8年3月31日終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ ・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和8年3月31日終了】
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種に関する情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一 14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 <p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・マイナンバーが記入された申請書類は鍵のかかるキャビネットおよび書庫に保管している。また、他の書類と混ざらないよう単独で綴りを作成し、綴りに番号を振りリスト化することで保管・廃棄(時期)がわかるよう管理している。 ・中間サーバへの副本登録において前段階である健康管理システムへの予防接種記録について入力間違い、漏れがないよう職員がダブルチェックしたうえで登録している。副本登録は自動的に定期更新され 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	団体内統合宛名システムにおいて、各職員が担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施し、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式変更による記載
令和4年3月3日	I 1. ①事務の概要		「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を追加	事後	
令和4年3月3日	I 1. ③システムの名称		「ワクチン接種記録システム(VRS)」を追加	事後	
令和4年3月3日	I 3. 個人番号の利用		「番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)における	事後	
令和4年3月3日	I 4. ②法律上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二	番号法第19条第8号、別表第二	事後	
令和4年3月3日	I 5. ①部署	子ども・健康部 健康増進課	健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	事後	
令和4年3月3日	I 5. ②所属長の役職名	課長	健康増進課長・ワクチン接種推進室長	事後	
令和4年3月3日	I 7. 請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	事後	
令和4年3月3日	I 8. 連絡先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	事後	
令和4年3月3日	II 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年9月30日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月3日	II 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年9月30日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和7年12月11日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一 10の項	・番号法第9条第1項、別表第一 14の項	事後	
令和7年12月11日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	削除	事前	
令和7年12月11日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第8号、別表第二 情報提供の根拠:16の2項、16の3項 情報照会の根拠:17の項、18の項、19の項	情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	
令和7年12月11日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	健康福祉部 健康増進課	事後	
令和7年12月11日	I 5. ②所属長の役職名	健康増進課長・ワクチン接種推進室長	課長	事後	
令和7年12月11日	I 7. 請求先	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課	事後	
令和7年12月11日	I 8. 連絡先	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種推進室	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地 健康福祉部 健康増進課	事後	
令和7年12月11日	II 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年3月3日 時点	令和7年12月11日 時点	事後	
令和7年12月11日	II 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年3月3日 時点	令和7年12月11日 時点	事後	
令和7年12月11日	IV 8. 人を介在させる作業		項目に関する記載を追加	事後	様式変更による記載
令和7年12月11日	IV 9. 監査 (様式変更前IV 8. 監査)	〔○〕自己点検	〔○〕内部監査	事後	
令和7年12月11日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目に関する記載を追加	事後	様式変更による記載
令和7年12月11日	I 1. ②事務の概要	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務【令和8年3月31日終了】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	事前	
令和7年12月11日	I 1. ②事務の概要	・ワクチン接種記録システム(VRS)	・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和8年3月31日終了】	事前	